

8 農林水産業

1 農地関連政策

(1) 農地制度の改革【平成 15 年度検討開始、平成 17 年度当初までに基本的方向について結論、平成 17 年度以降逐次実施】

農地制度の改革については、新たな食料・農業・農村基本計画の策定作業に併せ、以下の観点を踏まえて、所要の措置を講ずる。(農水ア)

耕作者主義の見直しに係る論点についての議論を行い、農地を適正かつ効率的に耕作する者に農地の権利取得を認めるという耕作者主義本来の意義の明確化と徹底を図ること。

以下の観点到十分留意して、農地制度の体系的・抜本的な見直しを図ること。

- ・農地利用規制（農地転用規制だけでなく、遊休農地の解消なども含む。）の運用の厳格化とその運用の透明性を高めること。
- ・先進的な担い手農家に農地が一層集積される仕組みを構築すること。
- ・農地の所有という形態にこだわることなく、利用権を重視し農地が適正に利用される仕組みへの転換を図ること。自作地を耕作する農家についても、例えば、定期的な農地利用点検などの形で、適切な利用を確保する仕組みを導入すること。
- ・増加が見込まれる不在村の所有者の農地を含め、地域の農地を耕作者の合理的な土地利用に結びつけるための調整機能を充実させること。

農地の利用実態の的確な把握ができる仕組みを講ずること。例えば、土地台帳上の農地とその利用実態に乖離がある状況を調査の上、今後の農地制度の中では乖離が生じない仕組みの検討を行うこと。

農地制度の改革は、利害関係者が多岐にわたる国民的な課題であることを踏まえ、国民各層からの意見を聴取した上で、総合的な検討を実施すること。

以上の検討に当たっては、複雑化している関連制度・組織の可能な限りの簡素化を図ること。

(2) 農業委員会制度の見直し【平成 15 年度中に検討開始、平成 16 年度中に措置】

農業委員会の委員構成が、地域農業の振興に対し積極的に関心を持っている者から

構成されているか否かについて実態を把握するとともに、制度運営の適正化を含め実質的に地域農業の振興に関心のある者の一層の参画を促す措置を講ずる。(農水ア a)

また、現在の地域農業の実態を見ると、地域農業を支える農業者等が耕作する農地は、市町村を越えて存在している場合があることから、その実態を調査するとともに、農業委員会における意思決定には、入作の可能性のある他の市町村に住所を有する農業者等の意見を実質的に反映できる措置を講ずる。(農水ア b)

農業委員会の選任委員については、農地利用の在り方が、農業関係者だけでなく、広く環境を含め地域社会に影響を及ぼすことにかんがみ、地域の実態を踏まえ、環境 N G O 等地域の環境問題に強く関心を持つ団体の代表者、農業の活性化に学識経験のある者、農産物の販売・流通等に知見の深い者等、多様な人材を含めるための措置を講ずる。(農水ア c)

2 農協問題

(1) 情報開示の促進【平成 15 年度中に検討開始、平成 16 年度中に措置】

農協の組合員が農協運営の実態についての確に判断を下し、組合員自身が農協運営の改善に積極的に参画するための基礎的条件として、情報開示の促進が必要であることから、部門別の事業収支については、総合規制改革会議第 2 次答申の指摘を踏まえ、平成 15 年度に区分経理が実施されたところである。更なる充実を図るため、総会への報告に当たっては、カントリーエレベーター等主要施設の収支明細を付するなど今後とも開示の充実について検討する。(農水ア d)

(2) 准組合員制度の運用の適正化【平成 15 年度中に検討開始、平成 16 年度中に措置】

准組合員に対しては員外利用率規制が適用されないため、農協が准組合員向けの事業を拡大することを通じ、正組合員のメリットの最大化につながらない制度運用がなされる可能性があることから、准組合員が 300 万戸を超えている実態を踏まえ、准組合員制度の適切な運用のための措置を検討し、所要の措置を講ずる。(農水ア e)

(3) 農協子会社の規制の適正化【平成 15 年度中に検討開始、平成 16 年度中に措置】

現行規定では、金融関係以外の業務であれば、農協は比較的自由に子会社を設立できることから、農協本来の目的を逸脱した事業運営がなされる可能性をはらんでいる。また、一部の農協系統の子会社による不正表示事件に見られるとおり、必ずしも親組合の監督が行き届いていない子会社管理の実態がある。このため、農協の子会社に対する適切な指導・監督・監査の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。(農水

ア f)

(4) 非JA型農協設立の促進【平成15年度中に措置済】

農業協同組合法(昭和22年法律132号)においては、一地域に複数の農協が重複立地することが認められているが、平成13年の同法改正後、いまだ地区を重複して設立された農協は確認されていない。重複設立の許可に関する判断を行う際、行政庁は市町村や農協中央会の意見を聴取する必要があるが、同法の解釈については、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)に当たっての留意事項について-事務ガイドライン-」(平成14年3月13日経営第6051号経営局長名通知)において「合理的な理由を示して不許可処分にしない限り、設立が認められる」旨を規定していることを関係者に周知する。